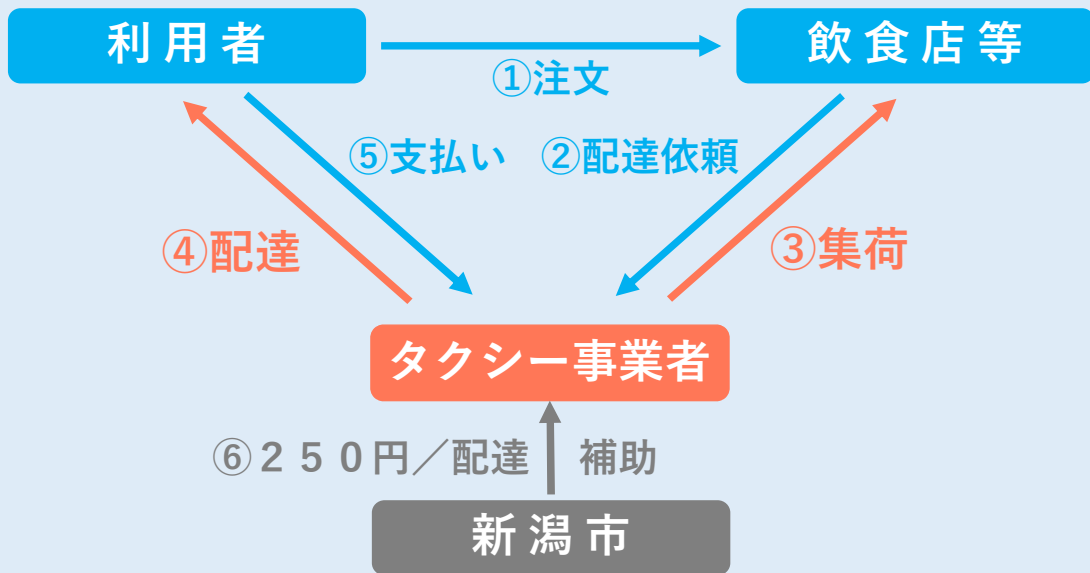


新潟市 タクシー事業者デリバリーサービス補助事業 に関するお知らせ

1. 新潟市タクシー事業者デリバリーサービス補助事業とは？

・新潟市では公共交通を確保維持しつつ、経済を活性化する取り組みとして、飲食店のデリバリーサービスを実施するタクシー事業者に対し、経費の一部を補助します。



2. 主な補助要件

補助要件が変更となりました

- ・市内に営業所を有する（個人事業主においては住所をおく）タクシー事業者であること
- ・貨物自動車運送事業法第3条に基づく一般貨物自動車運送事業の許可書の写し、または、道路運送法第78条第3号の特例許可を得ているタクシー事業者であること
- ・市内の飲食店等と配送事業の契約等を締結し、市域内でデリバリーサービスを実施すること
- ・デリバリーサービスを1カ月以上実施すること
- ・事業者が任意に設定する配達料から50円以上値引いたデリバリーサービスを実施すること など

3. 補助の内容

補助期間を延長しました

補助期間

令和3年3月31日（水）まで

申請期間

令和3年2月26日（金）まで

準備経費

上限：1万円/台
(上限：10万円/事業者)

配達料

250円/配達
(上限：110万円/法人、11万円/個人)

- ・デリバリーサービス事業に係る10台以内の準備経費と配達料を補助します。（税抜）
- ・デリバリーサービス事業の準備経費として、車両1台あたり1万円を補助します。
ただし、1事業者あたり10万円、1回までの交付を限度とします。
- ・デリバリーサービス事業の配達料として、1回の配達につき250円を補助します。
ただし、法人1事業者あたり110万円、個人1事業主あたり11万円までを限度とします。

【問い合わせ】新潟市役所 都市政策部 都市交通政策課

☎ 025-226-2723

4. 交付までの流れ

タクシー事業者

新潟市

補助金交付申請

申請

申請内容の審査

◆ 申請期限

令和2年7月2日（木）～令和3年2月26日（金）消印有効

◆ 申請方法

窓口及び郵送にて申請を受け付けます

【窓口】新潟市 都市政策部 都市交通政策課

【宛先】〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル ふるまち庁舎5階
新潟市 都市政策部 都市交通政策課 宛

※ 送料は申請者側でのご負担をお願いします

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください

◆ 申請必要書類

①新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 デリバリータクシー補助金

検索

○補助金交付申請書（第1号様式）

○自動車検査証の写し

○貨物自動車運送事業法第3条に基づく一般貨物自動車運送事業の許可書の写し、
または、道路運送法第78条第3号に基づく特例許可書の写し

○その他市長が必要と認める書類

②市役所窓口

新潟市 都市政策部 都市交通政策課（ふるまち庁舎5階）

※ 開庁時間は、午前8時30分から午後5時30分まで（土日祝日除く）

※ 申請書類の郵送による提供は行いません

デリバリー事業の実施

通知

交付決定

【月末】実績報告・請求
（準備経費・月ごとの配達費）

報告

報告内容を確認

報告必要書類

○補助金実績報告書（第5号様式）

○準備経費に係る領収書等の写し

○配達料に係る領収書の写し

○補助金交付先（振込先）情報が確認できる通帳等の写し

○その他市長が必要と認める資料

支払い

月末の実績報告に
基づき月ごとに補助金
をお支払いします

変更交付申請

申請

変更交付決定

申請必要書類

○補助金（変更・取消）交付申請書（第3号様式）

○変更・取消に関する必要書類

通知

【3月末】実績報告・請求
（最終月配達費）

報告

報告内容を確認

報告必要書類

○補助金実績報告書（第5号様式）

○配達料に係る領収書等の写し

○補助金交付先（振込先）情報が確認できる通帳等の写し

○その他市長が必要と認める資料

報告

支払い

交付確定通知